

11月の税務カレンダー

個人事業税 第2期
国民健康保険税 第3期



最低賃金引き上げと時間外労働の上限規制

1. 最低賃金引き上げ

2019年度の全国最低賃金が引き上げになりました。長崎県は2019年10月3日が発効年月日となっています。長崎県は762円より790円に引き上げとなります。

2. 時間外労働の上限規制（厚生労働省資料より）

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。これまで限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることでできない上限が設けられました。

上限規制の施行は2019年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され2020年4月1日からとなります。中小企業の範囲については、以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。

業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

※資本金や出資金の概念がない場合（個人事業主を含む）は、労働者数のみで判断することとなります。このため、例えば、出資持分のある医療法人は出資金と労働者数の双方を確認して、それ以外の医療法人は労働者数のみで判断します。

- 時間外労働・休日労働をさせるためには、以下のことが必要です。
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サブロク)協定)の締結
 - ・所轄労働基準監督署長への届出

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間 及び 1週40時間

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

●時間外労働・休日労働の上限

- ・今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、**臨時的な特別な事情**がなければこれを超えることができなくなります。
- ・**臨時的な特別な事情**があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - ▶時間外労働が年720時間以内
 - ▶時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ▶時間外労働と休日労働の合計について、「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ▶時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月が限度
- ・上記に違反した場合には、**罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)**が科されるおそれがあります。

●臨時的な特別な事情とは？

臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

(臨時的に必要な場合の例)

- ▶予算、決算業務
- ▶ボーナス商戦に伴う業務の繁忙
- ▶納期のひっ迫
- ▶大規模なクレームへの対応
- ▶機械のトラブルへの対応
- ▶など

不明点等があれば各担当者へご質問ください。

<第9回ゆうほまつり12月7日(土)!にぜひ来てください>

日時:令和元年12月7日(土)10:30~15:30(小雨決行)
場所:長崎市古賀町949番地(古賀地区市民センターとなり)
主催:社会福祉法人 遊歩の会
連絡先:TEL 095-838-6727(担当:山下)
駐車場:古賀植木センター(会場まで送迎有り)

障害者・児の施設を運営している「遊歩の会」では、利用者の作品等を展示販売するとともに、家族や地域の人たちとの触れあい・交流を通じて障害者への理解を深める活動をしています。ぜひ、おでかけください!

※販売コーナー

ゆうほのお菓子、木工品、雑貨

※出店コーナー

ポテト、おでん、やきとり、カレー
うどん、おにぎり、ゲームコーナー

※イベントステージ

楽しい出し物がもりだくさん!